

羽村市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定・介護保険料の改定

市では、老人福祉法と介護保険法に基づき、「高齢者福祉計画」と「介護保険事業計画」の二つの計画を一体的な計画として策定しました。

この計画では、高齢の方の社会参加や生きがいづくりを促進し、「生涯現役社会」を目指すとともに、地域包括ケアシステムを推進し、住み慣れた地域で安心した生活を送れるよう、基本理念については、第5期計画を継承し、「自立と尊厳の保持」「健康で生きがいをもてる（生涯現役社会）の実現」「ともに助けあい支えあうまちの実現」としています。

その実現に向け、「生涯現役に向けた環境づくり」「地域における総合的な支援体制づくり」「高齢者が安心して暮らせる環境づくり」「介護保険制度の適切な運用」の四つを基本目標としました。

また、施策の体系と展開について、市の現状と課題の分析を行い、計画を推進するための具体的な取組みをまとめました。
※「羽村市高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画」は、市役所1階高齢福祉介護課窓口・市政情報コーナー、図書館、市公式サイトでご覧いただけます。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係 ④ 175

介護保険料が決まりました

第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、保険者である羽村市が3年ごとに策定する事業計画に基づき定めています。

第6期計画（平成27～29年度）における介護保険料の基準額は54,000円（月額4,500円）で、第5期の48,000円（月額4,000円）から上昇しています。（参考：厚生労働省試算の第6期全国平均月額5,550円と比較すると月額1,050円低額です。）

主な上昇の要因は、高齢者人口の増加（平成26年度12,940人→平成29年度13,965人、8%増）、要介護認定者の増加（平成26年度1,807人→平成29年度2,237人、24%増）、介護保険サービス給付費の増加（第5期76億円→第6期94億円、24%増）、第1号被保険者の保険料の負担割合の改正（21%→22%）などです。

なお、各所得段階別の保険料は、下表のとおりです。

問合せ 高齢福祉介護課介護保険係 ④ 142

所得段階区分	計算方法	保険料（年額）
第1段階 ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯の方 ・市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.50	27,000円
第2段階 市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	基準額 ×0.60	32,400円
第3段階 市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	基準額 ×0.70	37,800円
第4段階 世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の方	基準額 ×0.90	48,600円
第5段階 世帯に市民税が課税されている方がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円を超える方	基準額	54,000円
第6段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.20	64,800円
第7段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上の方	基準額 ×1.30	70,200円
第8段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上の方	基準額 ×1.50	81,000円
第9段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	基準額 ×1.70	91,800円
第10段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	基準額 ×1.80	97,200円
第11段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	基準額 ×1.90	102,600円
第12段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 ×2.00	108,000円
第13段階 本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額 ×2.10	113,400円

※市では、介護給付費等準備基金を取り崩して保険料上昇を抑制し、所得段階区分の見直しや負担能力に応じた、きめ細やかな設定としました。

※第6期から市民税非課税世帯（第1、第2、第3段階）の方については、国の施策により軽減対策が講じられます。平成27年度からは、第1段階の方を対象に、平成29年度からは消費税が10%に引き上げられた時に第2、第3段階に軽減対策の対象が拡大され、保険料は表の金額より低額となる予定です。

狂犬病予防注射

を忘れずに！

定期集合注射の

お知らせ



問合せ

環境保全課環境保全係 226

犬を飼っている方は、必ず市に犬の登録をし、狂犬病予防注射を受けさせてください。今年も定期集合注射を行います。

平成27年度から予防注射の料金が3100円になりました。

登録済みの場合 3650円(予防注射3100円、注射済票550円)

※3月に市が送付した「狂犬病予防注射済票交付申請書」(さくら色)を持参してください。

新たに登録する場合 6650円(登録料3000円、予防注射3100円、注射済票550円)

注意事項

- 受付時間を守ってください。時間を過ぎると、次の会場へ移動します。
- 事前に送付した問診表に必要事項を記入し、持参してください。
- 犬が病気・妊娠中の場合は、必ず注射前に獣医師に申し出てください。

■ 集合注射日程 (雨天実施)

期日	会場	所在地	受付時間
4月16日(木)	東会館	羽東 3-11-32	午前9時30分～10時10分
	中央館	羽中 3-6-4	午前10時20分～11時
	美原会館	羽西 1-20-6	午前11時10分～11時50分
	西部地域備蓄倉庫	小作台 5-19-4	午後1時10分～1時40分
	栄会館	栄町 1-14-14	午後2時～2時50分
4月17日(金)	三矢会館	神明台 4-4-9	午前9時30分～10時20分
	神明台会館	神明台 1-17-4	午前10時30分～11時10分
	川崎会館	川崎 3-7-13	午前11時20分～11時50分
	緑ヶ丘第二会館	緑ヶ丘 2-18-2	午後1時10分～1時40分
	羽村市役所	緑ヶ丘 5-2-1	午後1時50分～3時

□ 生後3か月未満の犬および2週間以内に人をかんだ犬は、予防注射ができません。

□ 事故防止のため、首輪をしつかり締め、リードは短めにし、犬を制御できる人が連れてきてください。

□ 犬の体は清潔にし、ふんは持ち帰ってください。

犬の登録と注射

□ 犬を取得した日、または生後90日を経過した日から30日以内に登録しなければなりません。

□ 狂犬病予防注射は、必ず毎年4～6月に接種(生まれてから91日以上の犬を所有した最初の年は30日以内に接種)しなければなりません。

動物を飼うこと...

法律などで、次のことが定められています。

動物を飼うことについて、もう一度考えてみましょう。

最期まで面倒みられますか？

飼う動物の習性や生理をよく理解し、愛情をもって最期まで面倒をみなければなりません。

不妊・去勢のこと理解していますか？

繁殖した動物を自らの責任で飼養または譲渡できないときは、不妊・去勢手術などの繁殖制限に関する適切な措置に努めなければなりません。

身元表示をしていますか？

飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札・狂犬病予防注射済票を装着し、猫やそのほかの動物には名札などを付けましょう。

リードでつないでいますか？

犬を散歩をさせるときは、リード(引き綱)できちんとつなぎましょう。

ふんやおシッコをそのままにいませんか？

散歩にはペットボトルなどで水を携帯し、おシッコをしたときは水で流しましょう。

市の条例により、犬のふんの持ち帰りを義務化しています。違反した場合、5000円の過料に処されます。

罰則があること知っていますか？

犬の登録・狂犬病予防注射済票交付申請をしないとき、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票を着けないときは、20万円以下の罰金となります。

